

モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 参照条文

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

附則

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、公営企業に係る地方債（公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）附則第十項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。）の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を公営企業金融公庫に納付するものとする。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（抄）

（営業の停止等）

第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからへまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型性風俗特殊営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型性風俗特殊営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 3 （略）

○ モーターボート競走法（昭和二十六法律第二百四十二号）（抄）

（舟券）

第十条 施行者は、券面金額十円の舟券を券面金額で発売することができる。

2 施行者は、前項の舟券十枚分以上を一枚をもって代表する舟券を発売することができる。

3 （略）

（払戻金）

第十五条 施行者は、勝舟投票法の種類ごとに、勝舟投票的中者に対し、その競走についての舟券の売上金（舟券の発売金額から第十八条の

規定により返還すべき金額を差し引いたもの。以下同じ。）の額の百分の七十五以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する各舟券に按分して払戻金として交付しなければならない。

254 (略)

(政令等への委任)

第六十三条 この法律に定めるもののほか、競走の実施に関する事務で地方公共団体が処理しなければならないものは政令で、競走に出場する選手、競走に使用するボート及びモーター、審判員並びに検査員の登録規準その他登録に関する事項その他この法律の施行に関し必要な事項(政令で定めるべきものを除く。)は国土交通省令で定める。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 競走に関して、勝舟投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 業として舟券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から舟券の購入の委託を受けた者

第七十六条 偽計又は威力を用いて競走の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

○ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)(抄)

(猟銃及び空気銃の許可の基準の特例)

第五条の二 (略)

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合において、許可をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 銃砲、刀剣類又は第二十二條に規定する刃物(第二十四條の二において「銃砲刀剣類等」という。)を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違

法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

35 (略)

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長
三5十 (略)

○ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）（抄）
（組合の業務の制限）

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

一 (略)

二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの

2 (略)

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（独立行政法人等における人件費の削減）

第五十四条 特殊法人及び認可法人のうち政令で定めるもの（次項において「対象法人」という。）は、その役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度におけるこれらの数又は額からその百分の五に相当する数又は額以上を減少させることを基本として、役員及び職員の数又は人件費の削減に取り組まなければならない。

2 (略)

○ モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）（抄）

（モーターボート競走法の一部改正）

第一条 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

(略)

第二条 モーターボート競走法の一部を次のように改正する。

(略)

第三条 モーターボート競走法の一部を次のように改正する。

(略)

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定 平成十九年十月一日

- 二 第三条、附則第十三条第一項及び第五項から第七項まで並びに附則第十四条から第十七条までの規定 平成二十年四月一日

第四条 第二条による改正後の法第二十二條の二第一項の規定により国土交通大臣が指定する者（以下この条において「指定法人」という。）が日本船舶振興会でないときは、日本船舶振興会は、第二条の規定の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に於いて、指定法人が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

254 (略)

5 第一項の規定により日本船舶振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第十三条 モーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会は、第三条の規定の施行の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に於いて第三条による改正後の法第三十二條第一項の規定により国土交通大臣が指定する者（以下この条及び次条において「指定法人」という。）が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

255 (略)

6 第一項の規定によりモーターボート競走会及び全国モーターボート競走会連合会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

7 (略)